

## 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 型式の変更の承認
- ② 手続根拠 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第37条の15第2項
- ③ 手続対象者 : 型式承認を受けた者
- ④ 提出時期 : 法第2条第1項の命令で定める性能等に影響を及ぼすことの少ない変更をしようとするとき
- ⑤ 提出方法 : 申請書を物件を製造する事業場の所在地を管轄する各地方運輸局等へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : 最寄りの地方運輸局へお問い合わせください。
- ⑦ 添付書類・部数 : 海洋汚染防止設備等型式承認規則第8条第2項に掲げる書類（詳しくは、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。）
- ⑧ 申請書様式 : 型式変更承認申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 最寄りの各地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 : 事業場の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。
- ② 相談窓口 : 事業場の所在地を管轄する地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等
- ② 標準処理期間 : 70日。物件等により異なりますので、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。